

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾道市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

- 第3条 会長報酬は、月額100,000円とし別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- 2 会長の報酬等は、職員の給与に関する規程の適用を受ける職員の例によるものとする。
 - 3 会長を除く役員等の報酬等については、ひと月分をまとめて翌月15日までに支払う。
 - 4 会長を除く役員等には、理事会及びその他の会議への出席、監事監査への出席の報酬として月額3,500円を支給す、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会及びその他の会議への出席、監事監査に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、平成29年3月31日に廃止する。
社会福祉法人尾道市社会福祉協議会費用弁償規程（平成21年2月6日施行）
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 役員報酬

役 職	報 酬 月 額	年 度 総 額	年間総額 (合計)
理事 (会長)	100,000円	1,200,000円	1,200,000円
役 職	報酬日額(1人あたり)	年度総額(1人あたり)	年間総額 (合計)
理事 (会長以外)	3,500円	35,000円	525,000円
監 事	3,500円	35,000円	105,000円